

定住促進空き家活用住宅(塙)への入居者を募集します



募集住宅 住所：空き家活用住宅（峰1号）峰浜塙字塙111-2
 間取り：木造平屋建て1戸（平成27年リフォーム、8LDK）
 居間、キッチン、洋室3室、和室5室、浴室、トイレ
 家賃：35,000円
 入居可能日：令和3年8月下旬（予定）



- 応募要件** 下記の1または2の条件を満たし、かつ3に掲げる全ての条件を満たす方
1. 県外在住者で、(公財)秋田県ふるさと定住機構の「秋田県移住定住登録」に登録いただける方
 2. 「秋田県移住定住登録」をした八峰町を含む県内在住者で、平成26年1月1日以降に移住した方
 3. 当町に住所を移し、賃貸借期間満了後も当町に居住する意志のある方（本物件賃貸借満了日：令和7年7月31日）
 - ・税、使用料等を滞納していない方
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方
 - ・八峰町の定住施策に賛同し、写真撮影や動画配信、マスコミ取材等に、積極的にご協力いただける方
 - ・自治会に加入して、地域活動に積極的に参加していただける方

選考方法 応募者多数の場合、子育て世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯または高校生までの子どもを扶養している世帯）を優先します。それでも競合する場合は抽選となります。

応募方法 「定住促進空き家活用住宅利用申込書」に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

申込者および同居者の住民票の写し、申込者および同居者の収入を証明する書類（所得証明書等）、申込者および同居者の納税を証明する書類（納税証明書等）、申込みに係る誓約書

応募期間 令和3年7月2日(金)～令和3年7月30日(金) 必着

内覧会 令和3年7月21日(水)午前10時～ ※事前にお申込みください。

問合せ・申込先 企画財政課
 〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
 ☎0185-76-4603（受付時間 平日 午前9時～午後5時）
 FAX0185-76-2113 Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp

国民健康保険税の税率が変わります

～ご理解をお願いします～

町の国民健康保険税は平成26年度の税率改正以降、国保加入者の負担を抑えるため税率を据え置き、税収の不足分を一般会計からの繰入金で補ってきました。平成30年度の国保制度改革により繰り入れができなくなってからは、基金を取り崩すなどして運営してきましたが、加入者の減少による税収の減少、医療の高度化による1人あたり医療費の増加が進み、令和2年度決算では実質的に約3,000万円の赤字となるなど、今後も厳しい財政状況が見込まれます。

このような状況を踏まえ、国保運営協議会や6月議会での審議の結果、令和3年度から国保税率を引き上げることとなりました。今後の国民健康保険事業の運営のため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、税率の改正に合わせ、課税方式も4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）から3方式（所得割、均等割、平等割）に変更されます。

■資産割を廃止する主な理由

- ・平成30年度の国保制度改革により国保の運営主体が秋田県となり、県から示される標準保険税率の算定が3方式であるため。（令和2年度現在、県内で約8割の市町村が3方式を採用しています。）
- ・所得の有無に関わらず固定資産税に応じて課税され、特に低所得者層の負担となっているため。

○改正後の税率

課税区分		令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	6.20%	8.90%
	資産割	22.00%	0.00%
	均等割	21,000円	28,000円
	平等割	18,000円	24,000円
	限度額	630,000円	630,000円
後期分	所得割	3.00%	3.00%
	資産割	8.00%	0.00%
	均等割	10,000円	10,000円
	平等割	9,000円	9,000円
	限度額	190,000円	190,000円
介護分	所得割	3.20%	3.20%
	資産割	8.00%	0.00%
	均等割	12,000円	12,000円
	平等割	10,000円	10,000円
	限度額	170,000円	170,000円

○税率改正後の平均課税額見込み

1人あたり (対前年度比較)	1世帯あたり (対前年度比較)
121,473円 (11,942円増)	175,961円 (15,800円増)

医療分：医療費の財源
 後期分：後期高齢者医療制度の財源
 （医療分・後期分は国保加入者全員が負担）
 介護分：介護保険制度の財源
 （介護分は40歳以上65歳未満の加入者が負担）
 所得割：世帯の所得に係る税率
 資産割：世帯の固定資産税額に係る税率
 均等割：1人あたりに係る税額
 平等割：1世帯あたりに係る税額
 限度額：世帯に課税される最高額

■問合せ先 税務会計課 ☎76-4604

家のお悩みそのままにして大丈夫ですか？

家は、大切な財産!! 早めの対処が肝心です!

家の困りごとあれこれ 耐震住宅診断、バリアフリー

何でもごとうに相談

☎090-5843-1835 後藤徳行建築設計事務所 峰浜畑谷

そろそろ、ストーブ分解掃除 しませんか？

特典 7月末までお申し込みの方は、整備料金が、5%割引!

来シーズンまで無料保管!

ENEOS 武内商店 株式会社

秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々144-6 TEL76-2019